



～ 中津労基署管内の自動車・同付属品製造業の皆さんへ～
労働災害防止にご協力ください！



県北地区の自動車・同付属品製造業の労働災害が急増しています！

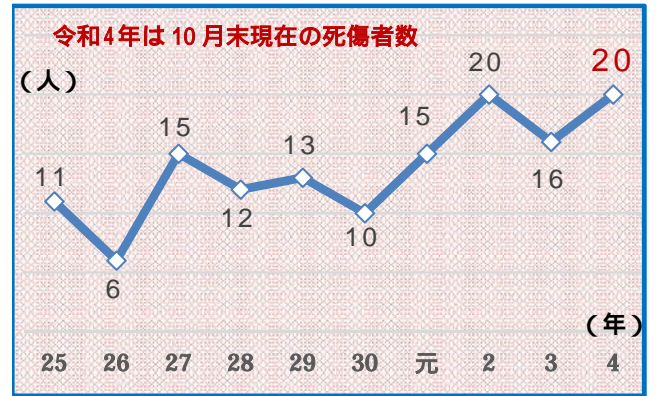
【10月末現在の死傷者数の前年対比（県北地区）】

業種	令和3年	令和4年	増減率
製造業	(0) 37	(0) 47	27.0%
自動車・同付属品	10	20	100.0%
食料品	7	7	0.0%
窯業土石製品	6	6	0.0%
その他	14	14	0.0%
全業種	(0) 134	(1) 149	11.2%

()内は死亡者数。新型コロナウイルス感染症関連を除く。

【各年の死傷者数】

県北地区 / 自動車・同付属品製造業



中津労働基準監督署の管内（中津市、宇佐市、豊後高田市）では、近年、自動車・同付属品製造業における労働災害が増加傾向にあり、特に令和4年は、10月末現在の時点において、前年同時期と比較して2倍の死傷者数となっています。

自動車・同付属品製造業の労働災害は、以前より生産機械・設備の安全対策が向上している反面、転倒や捻挫、不安定な姿勢による腰痛など、労働者の行動に由来する「行動災害」が多く発生しているとともに、他の産業と比較して派遣労働者が被災するケースが多いことが特徴です。

このような状況の中、令和4年度の「Safe Work OITA 年末年始無災害運動」が、令和4年12月1日から令和5年1月15日までを期間として展開されます。これを機会に、管内の自動車・同付属品製造業の皆さまにおかれましては、本運動の実施事項に加え、

行動災害を防止するための活動の展開 派遣労働者の安全衛生管理の徹底

を最重点として、各種労働災害防止対策の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

県北地区の自動車・同付属品製造業では、次のような災害が発生しています！



【階段を転落】出勤後、作業場へ移動するために階段を降りていたところ、段差を踏み外して転落。



【滑って転倒】床に落下していた塊状の材料の上に足を乗せ、滑って転倒。



【足を捻挫】倉庫出入口のスロープから、地面に降りようとしたところ、足を挫いた。



【手荷物が落下】金属の板材を数枚重ねて手で持って運搬中、板材が手から滑り落ちて足に激突。



【荷の取扱で腰痛】自動車部品が入った箱（約5kg）を台車に乗せているときに腰をぎっくりさせる。



【不安定な姿勢で腰痛】塗装用機械の不具合を修繕するため、中腰で作業を行って腰痛を発症。



【化学物質による薬傷】配管内部に残留していた化学物質が作業服にかかり、皮膚に炎症を負った。



【誤操作による刺傷】工業用ミシンの針に糸をセット中、誤ってフットスイッチを押し、針が手に刺突。

上記のイラストはイメージです。実際の災害の発生状況とは異なります。

安全衛生活動を活発に展開し、行動災害の防止を図りましょう！

『行動災害』とは、転倒や捻挫、災害性腰痛などの労働者の「作業行動」に起因する労働災害といい、とりわけ、商業や社会福祉施設などの第三次産業で多い状況ですが、県北地区の自動車・同付属品製造業においても、行動災害の増加が顕著になっています。



行動災害を防止するためには、ハード面の対策をしっかりとし、講じることも重要ですが、
 リスクアセスメントによる危険性・有害性の低減
 KY活動、ヒヤリハット、改善提案などの取組の実施
 安全衛生パトロールの実施
 作業標準や各種規定等の整備
 「見える化」による危険性等の情報の共有
 計画的な安全衛生教育の実施
 など、出来るだけ多くの安全衛生活動に、安全衛生委員会等が中心となって取り組むことで、事業場全体の安全衛生水準を底上げすることが重要です。

自動車・同付属品製造業における安全衛生活動に関する資料を、厚生労働省のホームページからダウンロードできますのでご参照ください。



製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて



自動車製造業における元方事業者・関係請負人の安全衛生管理マニュアル



製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル



行動災害の中でも「転倒災害」や「腰痛」の発生が全産業で特に多く発生しています！
 これらの災害防止については厚生労働省ホームページの特設ページをご参照ください！

派遣労働者に対する安全衛生管理の徹底を図りましょう！

県北地区では、平成30年以降に発生した自動車・同付属品製造業の労働災害における死傷者数81人のうち、派遣労働者が37人と、全体の約46%を占めています。

派遣労働者の安全衛生確保について派遣先・派遣元の責任区分、役割分担を明確にし、双方において連絡調整をしっかりと行いましょう。



ココがPoint! 派遣元・派遣先は、それぞれ派遣労働者を専門に担当する責任者を選任し、安全衛生に関する事項の統括や連絡調整を行いましょ！

派遣労働者の安全管理全般と有害業務などの衛生管理については、作業に関して直接指揮命令を行う派遣先が責任を負います。

安全衛生教育の責任区分は下表のとおりです。ただし、派遣元は実施を派遣先に委託することもできます。また、これ以外の安全教育や安全衛生活動に関しては、派遣労働者も含めて行いましょう。

派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時教育

労働災害が発生したとき

派遣労働者が労働災害などにより死亡したとき、休業したときは、派遣元と派遣先の双方の事業者が、それぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

製造業における派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル



詳しくは、派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアルをご参照ください



安全衛生教育はコチラのリーフレットをご参照ください



派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のための要点をまとめた派遣先向けのリーフレットです。ぜひ、ご一読ください。



派遣労働者に係る労働者死傷病報告はコチラを参照ください

令和4年度 年末年始無災害運動



待ってます 元気なあなた
 明るく迎える年末年始



作成者

〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2F



中津労働基準監督署

TEL : 0979-22-2720